

平成 21 年 4 月 8 日

生徒および保護者の皆様へ

三重大学教育学部附属中学校

校長 兼重 直文

学校生活での携帯電話の使用について

平成 21 年 1 月 30 日に文部科学省より、「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」が示されました。この通知の中で、『中学校では、学校への携帯電話の持込みについては、原則禁止すべき』とされています。また、『携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、生徒による携帯電話の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること』としています。そして、『このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないように配慮すること』となっています。このことから、附属中学校の実態（遠距離からの通学など）を考慮して、これまでと同様に携帯電話を許可制とし、校内の使用ルールを設け、正しい携帯電話の使用方法を考えさせるとともに、よりよい学校生活が送れるようにしていきたいと思えます。保護者の皆様におかれましても、お子さんがルールとマナーを守って携帯電話を使用されるよう、ご指導いただきたいと思えます。

携帯電話所持を希望する場合は、下記の許可願を、4 月末までにペン書き、保護者印入りで担任に提出していただきますようよろしくお願いいたします。

携帯電話所持 許可願

2009 年 月 日

所持理由（具体的に記入して下さい）

附属中学校の定める以下の約束事を守ることを約束しますので、携帯電話の所持を許可していただきますようお願いいたします。また、きまりを守れなかった場合は、所持の許可を取り消すことを了解します。

1. 持ってきた携帯電話は、朝、担任の先生に預けます。
 2. 使用については登下校時のみで、校内では使用しません。

年 組 席

生徒名 _____

保護者名 _____ 印